

令和元年第2回

八千代市議会定例会議案

八千代市

目 次

議案第1号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	1 3 頁
議案第3号	八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について	1 5 頁
議案第4号	八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 1 頁
議案第5号	八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 3 頁
議案第6号	八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 7 頁
議案第7号	八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 1 頁
議案第8号	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4 3 頁
議案第9号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	4 5 頁
議案第10号	令和元年度八千代市一般会計補正予算（第1号）	4 7 頁
議案第11号	令和元年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	4 7 頁
議案第12号	専決処分の承認を求めることについて （八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について）	4 9 頁
議案第13号	専決処分の承認を求めることについて （固定資産評価員の選任について）	5 1 頁

議案第14号	契約の締結について (八千代市庁舎旧館・新館暫定補強工事)	53頁
議案第15号	路線の認定について	55頁
議案第16号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を 改正する規約の制定に関する協議について	57頁
議案第17号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	59頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	61頁

議案第1号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(八千代市道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 八千代市道路占用料徴収条例(昭和39年八千代市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

第3条第1項第6号中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改める。

(八千代市都市公園条例の一部改正)

第2条 八千代市都市公園条例(昭和43年八千代市条例第19号)の一部を

次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表第2備考、別表第3備考4及び別表第4備考4中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改める。

別表第5の1の(1)市民体育館の表中

「

円	円	円
3,860	5,960	22,170
11,590	17,890	66,520
11,590	17,890	66,520
57,960	89,460	332,640
38,640	59,640	221,760
77,280	119,280	443,520
690	1,400	4,150
790	1,510	4,780

を

」

「

円	円	円
3,575	5,519	20,528
10,732	16,565	61,593
10,732	16,565	61,593
53,667	82,834	308,000
35,778	55,223	205,334

に改め、同表個人

71,556	110,445	410,667
639	1,297	3,843
732	1,399	4,426

」
 使用の部一般の項中「250円」を「232円」に改め、同部高校生・大学生の項中「160」を「149」に改め、同部小学生・中学生の項中「110」を「102」に改め、同表設備使用の部放送設備の項中「1,470」を「1,362」に改め、同部ステージの項中「2,100」を「1,945」に改め、同表中備考6を備考7とし、備考1から備考5までを備考2から備考6までとし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5の1の(2)勝田台中央公園小体育館の表中

円	円
730	676
730	676
10,950	10,139
7,300	6,760
14,600	13,519
310	288

を に改め、同表個人使用

」
 の部一般の項中「310」を「288」に改め、同部高校生・大学生の項中「200」を「186」に改め、同部小学生・中学生の項中「150」を「139」に改め、同表中備考6を備考7とし、備考1から備考5までを備考2から備考6までとし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表の2時間以内の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5の1の(3)八千代台近隣公園小体育館の表中

円	円	円	円	
730	1,050	1,470	2,940	
730	1,050	1,470	2,940	
11,020	15,750	22,050	44,100	を
7,350	10,500	14,700	29,400	
14,700	21,000	29,400	58,800	
310	420	630	1,260	

円	円	円	円	
676	973	1,362	2,723	
676	973	1,362	2,723	
10,204	14,584	20,417	40,834	に改
6,806	9,723	13,612	27,223	
13,612	19,445	27,223	54,445	
288	389	584	1,167	

め、同表個人使用の部一般の項中「210円」を「195円」に改め、同部高校生・大学生の項中「140」を「130」に改め、同部小学生・中学生の項中「100」を「93」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考1から備考4までを備考2から備考5までとし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 時間区分当たりの使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5の2の(1)野球場の表一般野球チームの項中「1,570」を「1,454」に、「3,150」を「2,917」に、「6,300」を「5,834」に、「9,450」を「8,750」に、「18,900」を「1

7, 500」に改め、同表高校生・大学生野球チームの項中「780」を「723」に、「1, 570」を「1, 454」に、「3, 150」を「2, 917」に、「4, 720」を「4, 371」に、「9, 450」を「8, 750」に改め、同表小学生・中学生野球チームの項中「310」を「288」に、「630」を「584」に、「1, 260」を「1, 167」に改め、同表職業野球チームの項中「6, 300」を「5, 834」に、「12, 600」を「11, 667」に、「63, 000」を「58, 334」に、「126, 000」を「116, 667」に改め、同表中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 使用区分当たりの使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第5の2の(2)庭球場の表一般の項中「420円」を「389円」に、「800円」を「741円」に改め、同表高校生・大学生の項中「310」を「288」に、「600」を「556」に改め、同表小学生・中学生の項中「100」を「93」に、「200」を「186」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表のハードコートの欄及び人工芝コートの欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第5の3の表照明灯の部全灯を使用する場合の項中「1, 680」を「1, 556」に改め、同部全灯の4分の3を使用する場合の項中「1, 260」を「1, 167」に改め、同部全灯の4分の2を使用する場合の項中「840」を「778」に改め、同部全灯の4分の1を使用する場合の項中「420」を「389」に改め、同表中備考2を備考3とし、同表備考1に

次のただし書を加える。

ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第5の3の表中備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表の金額の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（八千代市下水道条例の一部改正）

第3条 八千代市下水道条例（昭和43年八千代市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この号において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

第14条第1項中「定める額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加え、同条第2項中「615円60銭」を「570円」に改め、同条第3項の表一般用の項中「34円56銭」を「32円」に、「110円16銭」を「102円」に、「143円64銭」を「133円」に、「196円56銭」を「182円」に、「265円68銭」を「246円」に、「342円36銭」を「317円」に改め、同表浴場営業用の項中「12円96銭」を「12円」に改める。

（八千代市行政財産に係る送電線路使用料徴収条例の一部改正）

第4条 八千代市行政財産に係る送電線路使用料徴収条例（昭和54年八千代市条例第2号）の一部を次のように改める。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29

条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

第3条中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改める。

（八千代市行政財産使用料条例の一部改正）

第5条 八千代市行政財産使用料条例（平成6年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

第2条第1項第2号及び同条第2項中「100分の108を乗じて得た」を「消費税等相当額を加えた」に改める。

（八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成19年八千代市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表の(1)多目的ホール及び研修室の表中

円		円
6,000		5,556
8,000		7,408
6,000		5,556
20,000		18,519
7,200	を	6,667
9,600		8,889
7,200		6,667
24,000		22,223
600		556
600		556

に改め、同表中備考3

を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表の(2)アリーナ、プール、スタジオ及びトレーニング室（専用利用）の表中

円		円
3,350		3,102
6,700		6,204
26,700		24,723
13,350		12,362
26,700		24,723
53,300		49,352
106,700	を	98,797

に改め、同表中備考3

400
800
12,250
24,500
1,800
3,600
4,800

371
741
11,343
22,686
1,667
3,334
4,445

を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 基本使用料の額は、この表の2時間当たりの基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表の(3)アリーナ、プール、スタジオ及びトレーニング室（個人利用）の表中

円
150
300
250
500
2,500
5,000
1,500
3,000

を

円
139
278
232
463
2,315
4,630
1,389
2,778

に改め、同表中備考3を

備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

- 基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額) とする。

別表の(4)自動車駐車場の表1台の項中「100円」を「93円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1. 基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。
2. 障害者等が利用する場合は、無料とする。

(八千代市営霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 八千代市営霊園の設置及び管理に関する条例(平成22年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「額の管理料」を「管理料の額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税額」という。))及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。))を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」に改める。

第20条第1項及び第2項中「定める額」の次に「に消費税等相当額を加えた額」を加える。

別表第1中「5,180円」を「4,800円」に、「6,220円」を「5,760円」に改め、同表備考の2中「月は」の次に「,」を加え、「し、当該管理料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものと」を削る。

別表第2中「108,000円」を「100,000円」に、「216,000円」を「200,000円」に改める。

別表第3中「5,400円」を「5,000円」に、「10,800円」を「10,000円」に改める。

(八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例(平成25年八

千代市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表中	円	を	円	に改め、同表設
	1,580		1,463	
	4,760		4,408	
	4,760		4,408	
	9,520		8,815	
	14,280		13,223	
	28,570		26,454	
	140		130	
	90		84	
	70		65	
	100		93	

備使用の部放送設備の項中「1,360」を「1,260」に改め、同部照明灯の項中「4,000」を「3,704」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考1から備考4までを備考2から備考5までとし、同表に備考1として次のように加える。

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表の金額の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部が施行されることに伴い、関係条例を改正いたしたい。

議案第 2 号

八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市役所支所設置条例の一部を改正する条例

八千代市役所支所設置条例（昭和 29 年八千代市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表八千代市八千代台北 1 丁目 1 2 番地の項を次のように改める。

八千代市八千代台東 1 丁目 1 番 1 0 号	八千代台支所	八千代台北 1 丁目～17 丁目，八千代台西 1 丁目～10 丁目，八千代台東 1 丁目～6 丁目，八千代台南 1 丁目～3 丁目，高津字新山，高津字内込及び高津東 1 丁目～4 丁目
-----------------------------	--------	--

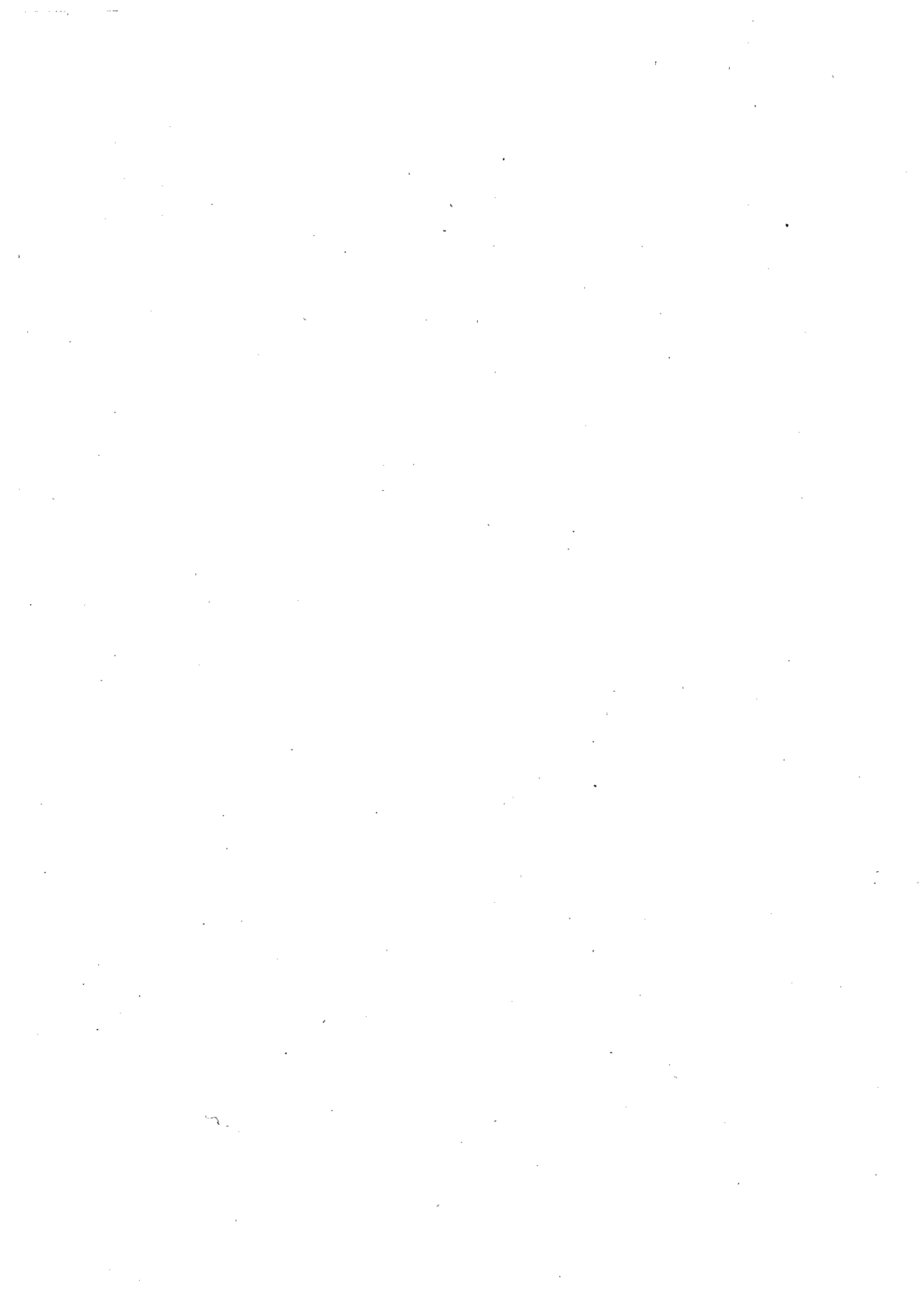
第 2 条の表八千代市八千代台東 1 丁目 1 7 番 1 号の項を削る。

附 則

この条例は，令和元年 10 月 7 日から施行する。

提案理由

八千代台支所及び八千代台東南支所を統合し，並びに移転するため，条例を改正いたしたい。



議案第3号

八千代市税条例等の一部を改正する条例の制定について
八千代市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例等の一部を改正する条例
(八千代市税条例の一部改正)

第1条 八千代市税条例(昭和29年八千代市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

第67条第3項中「次条」を「次条第2項」に改め、同条第4項中「次条第2項」を「次条第3項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項

中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、附則第12条の2、附則第13条（見

出しを含む。)及び附則第13条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第18条の8第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附則第18条の9中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

附則第19条（見出しを含む。）、附則第19条の2から附則第19条の6までの規定、附則第20条（見出しを含む。）、附則第20条の3及び附則第20条の4中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第2条 八千代市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」

に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の3に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の5の規定により読み替えられた第81条の7第1項の納期限（納

期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の3を附則第15条の3の2とし、附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

- 2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の7に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円

	5, 000円	2, 500円
--	---------	---------

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	3, 000円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるも

のであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 八千代市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（八千代市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（平成28年八千代市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、八千代市税条例附則第15条の2の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の7第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「，当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4

項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第5条 八千代市税条例等の一部を改正する条例（平成30年八千代市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、八千代市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第1・1項」を「第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年

度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中八千代市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中八千代市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第9条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の八千代市

税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は八千代市税条例等の一部を改正する条例（令和元年八千代市条例第号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の八千代市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税

義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき八千代市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度

分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第9条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第4号

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

八千代市介護保険条例の一部を改正する条例

八千代市介護保険条例（平成12年八千代市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度及び令和2年度」に、「25,630円」を「21,360円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21,360円」とあるのは、「29,900円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,360円」とあるのは、「41,290円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 5 号

八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和元年 6 月 3 日 提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
八千代市市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和 48 年八千代市条例第
34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63
年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第 29 条に
規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」と
いう。）及び消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の
83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表第 1 の 1 ホール基本使用料の表大ホールの部月曜日から金曜日までの日
1 回についての項中「17,850 円」を「16,528 円」に、「35,7
00 円」を「33,056 円」に、「40,160 円」を「37,186 円」
に、「84,330 円」を「78,084 円」に改め、同部土曜日、日曜日及
び休日（以下「休日等」という。）1 回についての項中「21,420」を「
19,834」に、「42,840」を「39,667」に、「48,190
」を「44,621」に、「101,200」を「93,704」に改め、同
表小ホールの部月曜日から金曜日までの日 1 回についての項中「7,350」
を「6,806」に、「14,700」を「13,612」に、「16,53
0」を「15,306」に、「34,720」を「32,149」に改め、同

部休日等1回についての項中「8,820」を「8,167」に、「17,640」を「16,334」に、「19,840」を「18,371」に、「41,670」を「38,584」に改める。

別表第1の2会議室等基本使用料の表第1会議室の項中「500円」を「463円」に、「670円」を「621円」に改め、同表第2会議室の項中「500」を「463」に、「670」を「621」に改め、同表第3会議室の項及び第4会議室の項中「1,390」を「1,288」に、「1,870」を「1,732」に改め、同表第5会議室の項中「700」を「649」に、「940」を「871」に改め、同表第6会議室の項中「590」を「547」に、「790」を「732」に改め、同表特別会議室の項中「3,020」を「2,797」に、「4,070」を「3,769」に改め、同表多目的室の項中「550」を「510」に、「740」を「686」に改め、同表リハーサル室の項中「1,580」を「1,463」に、「2,130」を「1,973」に改め、同表第1音楽練習室の項及び第2音楽練習室の項中「230」を「213」に、「300」を「278」に改める。

別表第1備考を次のように改める。

備考

- 1 基本使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 次の各号に掲げるものに該当する場合は、基本使用料のほか、当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額を割増料として徴収する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (1) 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合 100分の100
 - (2) 使用時間を超過して使用する場合 超過時間1時間（1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が15分以上のときは1時間とし、15分未満のときは切り捨てる。）につき100分の30（会議室等については、100分の130）
 - (3) 本市に住所を有し、又は本市に事務所を有する者以外の者が使用する場合 100分の50

別表第2の1附属施設の使用料の表大ホールの部第1楽屋の項中「390円」を「362円」に、「470円」を「436円」に、「1,000円」を「926円」に改め、同部第2楽屋の項から第5楽屋の項までの規定中「180」を「167」に、「220」を「204」に、「470」を「436」に改め、同表小ホールの部第6楽屋の項及び第7楽屋の項中「180」を「167」に、「220」を「204」に、「470」を「436」に改め、同表浴室の項中「180」を「167」に、「380」を「352」に改める。

別表第2の2附属設備の使用料の表舞台関係附属設備の項中「3,000円」を「2,778円」に改め、同表音響関係附属設備の項中「3,000」を「2,778」に改め、同照明関係附属設備の項中「10,000」を「9,260」に改め、同表その他附属設備の項中「8,000」を「7,408」に改める。

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合の使用料は、前項の規定により算出した額の100分の100に相当する額を加えた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

市民会館の使用料の額を見直す等のため、条例を改正いたしたい。



議案第 6 号

八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和 56 年八千代市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

4, 560円	4, 223円
6, 510	6, 028
7, 810	7, 232
15, 630	14, 473
5, 210	4, 825
10, 420	9, 649
13, 030	12, 065
26, 060	24, 130
5, 230	4, 843
7, 370	6, 825

別表第1中

8,800
17,480
5,820
11,650
14,630
29,380
2,370
3,330
3,920
7,970
2,730
5,230
6,660
13,080
2,020
2,730
3,330
6,660
2,260
4,400
5,470
10,940
230
350
1,180
1,300

を

8,149
16,186
5,389
10,788
13,547
27,204
2,195
3,084
3,630
7,380
2,528
4,843
6,167
12,112
1,871
2,528
3,084
6,167
2,093
4,075
5,065
10,130
213
325
1,093
1,204

に改め、同表備考を

次のように改める。

備考

- 1 基本使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 次の各号に掲げるものに該当する場合は、基本使用料のほか、当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額を割増料として徴収する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
 - (1) 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合 100分の100

- (2) 使用時間を超過して使用する場合 超過時間1時間（1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が15分以上のときは1時間とし、15分未満のときは切り捨てる。）につき100分の30
- (3) 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合 100分の50

別表第2八千代台文化センターの部照明関係附属設備の項中「2,700円」を「2,500円」に改め、同部音響関係附属設備の項中「1,080」を「1,000」に改め、同部その他附属設備の項中「2,700」を「2,500」に改め、同表勝田台文化センターの部舞台関係附属設備の項中「670」を「621」に改め、同部照明関係附属設備の項中「6,090」を「5,639」に改め、同部音響関係附属設備の項中「1,080」を「1,000」に改め、同部その他附属設備の項中「5,410」を「5,010」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利の目的をもって使用する場合の使用料は、前項の規定により算出した額の100分の100に相当する額を加えた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和2年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

文化センターの使用料の額を見直す等のため、条例を改正いたしたい。



議案第7号

八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

八千代市市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例（平成26年八千代市
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63
年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に
規定する消費税の税率を乗じて得た額（以下この条において「消費税額」と
いう。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の
83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

別表第1展示室の項中「5,800円」を「5,371円」に改め、同表第
2展示室の項及び第3展示室の項中「8,100」を「7,500」に改め、
同表第4展示室の項中「5,800」を「5,371」に改め、同表展示室ホ
ールの項中「6,100」を「5,649」に改め、同表常設展示室の項中「
10,900」を「10,093」に改め、同表中備考3を備考4とし、備考
2を備考3とし、同表に備考2として次のように加える。

2 単位当たりの使用料の額は、この表の金額の欄に定める額に消費税等
相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切
り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年1月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

市民ギャラリーの使用料の額を見直す等のため、条例を改正いたしたい。

議案第8号

八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
第1条 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年八千代市
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表の1一般家庭等定額制による手数料の表し尿の項中「510円」を「
520円」に、「810円」を「820円」に、「1,120円」を「1,
140円」に、「1,420円」を「1,440円」に改め、同表動物の死
体の項中「1,010円」を「1,030円」に、「2,030円」を「2,
060円」に改める。

別表の2事業所等従量制による手数料の表し尿の項中「60円」を「70
円」に、「100円」を「110円」に改め、同表浄化槽汚泥の項中「11
0円」を「120円」に改め、同表上記以外の一般廃棄物の項中「210円
」を「230円」に改め、同表備考を削る。

第2条 八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を次のように
改正する。

別表の1一般家庭等定額制による手数料の表中「一般家庭等定額制による
」を「家庭廃棄物の」に改め、同表粗大ごみの項中「規則で定める品目別に
150円又は300円」を「10キログラムにつき、150円（10キログ
ラムに満たないときは、150円）」に、「又は600円」を「,600円
又は900円」に改める。

別表の2事業所等従量制による手数料の表中「事業所等従量制による」を

「事業系一般廃棄物の」に改め、同表上記以外の一般廃棄物の項中「230円」を「270円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和元年10月1日から、第2条の規定は令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の1一般家庭等定額制による手数料の表し尿の項に定める手数料及び別表の2事業所等従量制による手数料の表し尿の項に定める手数料に係る規定は、令和元年10月1日以後に行うし尿の収集に係る手数料について適用し、同日前に行ったし尿の収集に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表の1家庭廃棄物の手数料の表の粗大ごみを収集、運搬及び処分するときの手数料に係る規定は、令和2年1月1日以後に市に収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料から適用する。

提案理由

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料の額を改定するため、条例を改正いたしたい。

議案第 9 号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 3 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和 4 8 年八千代市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条の 5 第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が一種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 1 0 号 令和元年度八千代市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 1 号 令和元年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）



議案第12号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市税条例の一部を改正する条例について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月29日専決

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の八千代市税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正により，専決処分したので，承認を求めたい。

議案第13号

専決処分の承認を求めることについて

八千代市固定資産評価員の選任について特に緊急を要するものと認め、次のとおり専決処分したので承認を求める。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

固定資産評価員の選任について

八千代市固定資産評価員に次の者を選任する。

平成31年3月26日専決

八千代市長 服部友則

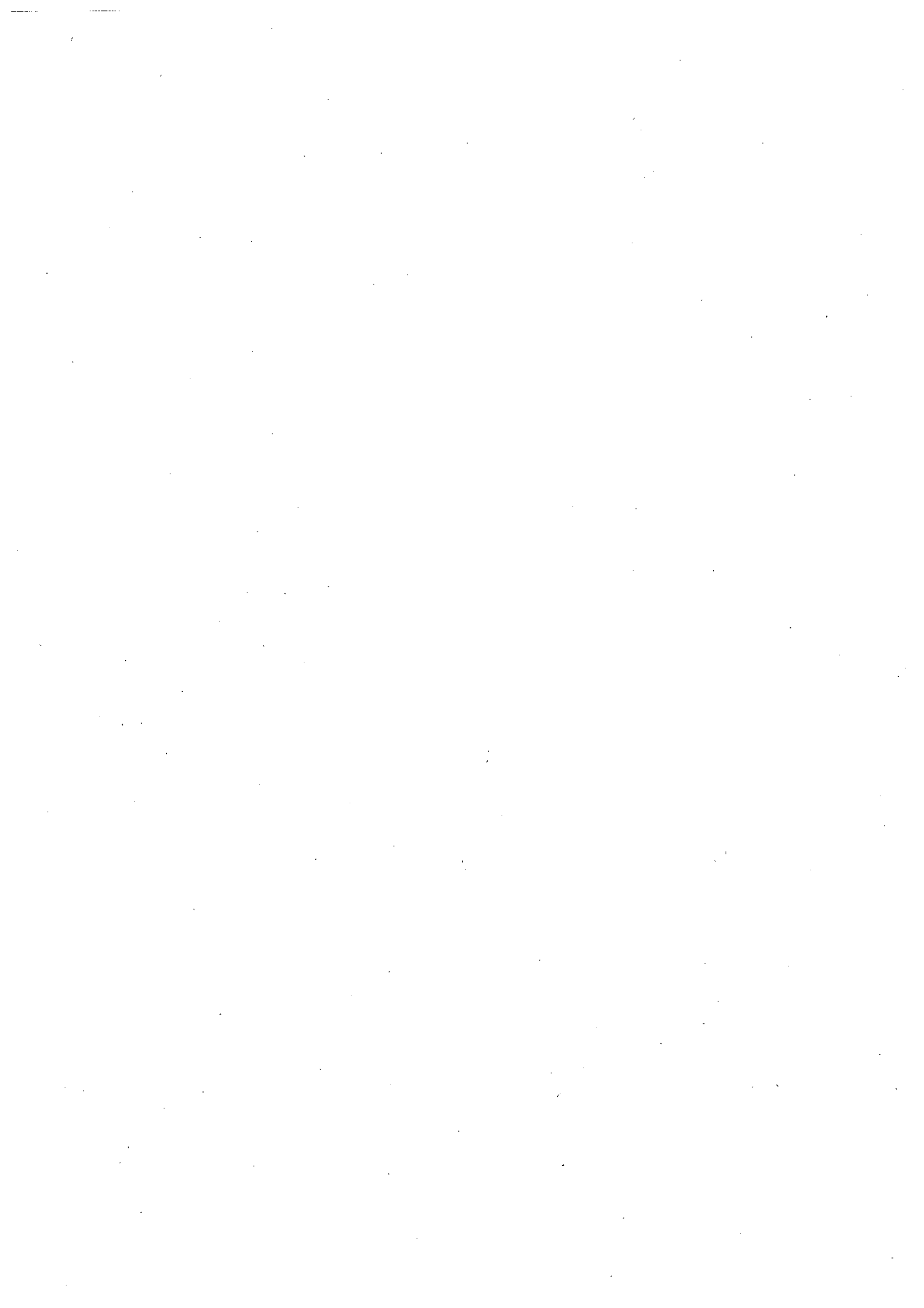
記

氏名 出竹孝之

住所 千葉県千葉市花見川区瑞穂

提案理由

八千代市固定資産評価員の選任について専決処分したので、承認を求めたい。



議案第14号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約事項 | 八千代市庁舎旧館・新館暫定補強工事 |
| 2 契約方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 228,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 八千代市大和田新田920番地12
万葉建設株式会社
代表取締役 佐々木 俊一 |

提案理由

八千代市庁舎旧館・新館暫定補強工事について、万葉建設株式会社と契約を締結いたしたい。



議案第15号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
150174	大和田 153号線	大和田字源山 94番 1	大和田字源山 89番 19		
220125	高津 132号線	高津字宮ノ前 339番 52	高津字宮ノ前 340番 72		
400485	吉橋 73号線	吉橋字内野 1054番 14	吉橋字内野 1054番 24		
400486	吉橋 74号線	吉橋字内野 1054番 13	吉橋字内野 1054番 32		
400487	吉橋 75号線	吉橋字内野 1054番 25	吉橋字内野 1054番 27		
400488	緑が丘西 120号線	緑が丘西四丁目 9番 11	緑が丘西四丁目 9番 12		
400489	緑が丘西 121号線	緑が丘西七丁目 24番 19	緑が丘西七丁目 24番 14		
600193	米本 50号線	米本字大山 2380番 95	米本字大山 2380番 104		

提案理由

開発行為により築造された道路を市道路線として認定いたしたい。

議案第16号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務及び第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「鋸南町 国保国吉病院組合」に改める。

附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。

提案理由

令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合の規約の変更に関する協議をするに当たり、議会の議決を求めたい。

議案第17号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

八千代市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 木下孝雄

住所 千葉県八千代市萱田

提案理由

令和元年7月9日付けで任期満了となることに伴い、次期固定資産評価審査委員会委員を選任いたしたい。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年6月3日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 黒沢 崇
住所 千葉県八千代市八千代台東

